

合併等に伴う総合点数の算定方法に関する特例措置について

岩手県県土整備部建設技術振興課

県内建設業者の合併等による経営基盤の強化の取り組みを促進することを目的として、合併等を行った場合の競争入札参加資格審査における総合点数の算定方法についての特例措置を設けています。

特例措置を希望する場合は、下記の事項を参照のうえ申請してください。

1 特例措置の対象

主たる営業所を岩手県内に置く合併当事会社により行われた合併等による合併会社であって、合併当事会社のうち2社以上が県営建設工事競争入札参加資格者名簿に登載され、かつ、合併会社の主たる営業所を岩手県内に置く者とします。

2 特例措置

合併会社の資格審査における総合点数は、合併会社の経営事項評価点数と技術等評価点数を合算した点数に、その点数の10パーセントに相当する数値を加えた点数とします。

3 適用期間

合併会社が資格審査により新たに名簿に登載された日から、合併等を行った日から起算して5年が経過する日が属する名簿の有効期間までとします。

4 申請手続き

(1) 提出書類

- ア 合併等に伴う競争入札参加資格特例通知書（様式第1号）
- イ 合併等に伴う契約書等の写し

(2) 提出期間等

- ア 提出期間 随時
(合併等に伴う競争入札参加資格の随時申請を行う場合は、県営建設工事競争入札参加資格審査申請書と併せて提出することが望ましい。)
- イ 提出場所 〒020-8570 盛岡市内丸10-1
岩手県 県土整備部 建設技術振興課 建設業振興担当
- ウ 提出方法 郵送

(3) 特例措置の適用の通知

特例措置の適用を認定した際には、申請者あて文書で通知します。

5 問い合わせ先

〒020-8570 盛岡市内丸 10-1（県庁 7 階）

岩手県 県土整備部 建設技術振興課 建設業振興担当

電話 019-629-5943（直通）

FAX 019-629-2052

〔用語の定義〕

- (1) 合併等 合併、営業若しくは事業の譲渡又は協業組合の設立
- (2) 合併会社 合併により新たに設立された場合における新設会社若しくはその一方が存続した場合における存続会社、他の建設業者から建設業の全部を譲り受けた建設業者又は組合員である建設業者が建設業の全部を協業している協業組合
- (3) 合併当事会社 合併等前の関係会社
- (4) 主たる営業所 建設業法第 3 条第 1 項の営業所であって、営業所を統括し、指揮監督権を有する営業所
- (5) その他の営業所 建設業法第 3 条第 1 項の営業所のうち、主たる営業所以外の営業所